

## 今期の村上地区地域審議会について

### 1 地域審議会について【追加資料2 参照】

合併市町村基本計画等の進行管理と実効性の確保、新市における均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するため、旧市町村単位に設置されています。

### 2 今期の地域審議会の審議事項について

定住の里づくりアクションプランの「各地域で取り組む施策の方向性」を踏まえ、地域の活性化を目指すための具体的な事業提案を昨年度に引き続き審議します。

#### (1) 提案する事業概要

- ① 1地区50万円以内（予定）のソフト事業とし、地区単位での事業とする。
- ② 事業期間は平成26年度から28年度の3か年で自由に活用できるものとし、単年度及び複数年度での実施、事業数は問わないものとする。
- ③ 事業主体は市とし、地域審議会提案事業(仮)として予算計上し、自治振興課及び各支所地域振興課が担当する。
- ④ 各まちづくり協議会の事業計画と重複しない事業とする。

#### (2) 昨年度の村上地区地域審議会の経過について

第1回 今期の地域審議会の進め方について

※第1回の審議を踏まえ、「村上地区が抱える課題や推進すべき事項」についてアンケート調査

第2回 村上地区が抱える課題や推進すべき事項に関する意見出し

第3回 いただいた意見に対する具現化策の見いだし

～ 第3回の地域審議会の意見から ～

- ・ 環境のまちづくり、社会のまちづくり、経済のまちづくりについて村上のいいところを見いだし伸ばす必要がある。
- ・ 伸ばすために、高齢者、働き盛り、子どもなどのそれぞれの主体がかかわり、いいことを活かす取り組みを進める必要がある。
- ・ そして「自治を高める」事が大切。
- ・ そのための具体的な事業提案をしましょう。

#### (3) 今年度の地域審議会について

昨年度の第3回地域審議会の意見を踏まえ、「村上のいいところ」を活かすための事業提案が行えるよう、全4回で審議いただく予定です。